藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1125号

2022年(令和4年)3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

母子保健事業の推進に係るコンピュータ処理について (答申)

2022年(令和4年)2月21日付けで諮問(第1125号)された母子保健事業の推進に係るコンピュータ処理について,次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。 以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行う ことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

本市では、2021年(令和3年)4月1日から、産後ケア事業(以下「本事業」という。)を開始し、産後に家族等から十分な援助が受けられず、支援を必要とする産婦及び乳児(以下「母子」という。)を対象に、通所で心身のケアを行うデイサービスを実施している。

本事業の利用登録及び申込については、2021年(令和3年)4月8日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)から答申(第1067号)を受け、電子申請での運用をしている。

令和4年度からは、病院等で短期間宿泊するショートステイの開始、休息を含めた3時間と6時間の2種類のデイサービスの実施等の事業拡充に伴い、利用登録申請内容の追加、利用登録承認通知書の紛失等に伴う再交付申請の実施及び利用に際し必要な情報の登録(質問票の提出)を行うこととなる。

本事業の対象者は、産後、家族等からのサポートが少なく、心身の不調がある母子であることから、引き続き、窓口、郵送及び電子申請により受け付けることを考えており、電子申請による受付は、コンピュータ処理に該当することから、条例第18条の規定に基づき、審議会に諮問するものである。

なお,これまで使用していた利用申込書については,原則,直接実施事業者に申し込むこととなるため,本市への申込申請は不要となり,電子申請による受付は今後行わない。

(2) 対象手続

対象手続は、「藤沢市産後ケア事業利用登録(変更)申請」「藤沢市 産後ケア事業利用登録承認通知再交付申請」及び「藤沢市産後ケア事 業利用のための質問票」(以下「質問票」という。)の受付である。こ の登録申請、再交付申請及び質問票の受付については、窓口申請又は 書類送付による受付とともに、電子申請を利用して受け付けるもので ある。

なお,質問票についてはセンシティブな内容が含まれることから, 任意での回答とする。

(3) 電子申請・届出システムの利用

ア コンピュータ処理を行う必要性

本事業に係る利用登録申請等の電子化については、審議会答申 (第1067号)を受け既に実施している。本事業拡充に伴う新たな運用についても、本事業の対象者は産後まもなく、心身に不調等がある産婦であることや、急な利用希望が見込まれることから、引き続きインターネットによる利用登録申請等を受け付けることにより、市民の負担軽減及び利便性の向上を図るものである。加えて、多くの情報を迅速かつ正確に処理することにより円滑な事業運営を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報について

現在電子申請により受付をしている「藤沢市産後ケア事業(デイサービス)利用申込」については、原則、直接実施事業者に申し込むこととなるため、本市への申込みは不要となり、電子申請による受付は行わない。

(ア) 藤沢市産後ケア事業利用登録(変更)申請

当該電子申請により利用登録申請をする者は、電子申請・届出システム(以下「システム」という。)にアクセスし、申請をする前に、本事業の利用の可否又は実施のために必要な住民記録情報、住民税課税情報等を当該事業事務主管課が利用することに

関する同意,実施事業者への情報提供に関する同意及び虚偽の申告や不正行為等による自費支払いに関する同意をした上で,手続を行うこととしている。

なお,代理人による申請の場合は,母の同意を得た上で手続を するよう,システムの同意画面において案内を表示する。

a これまでの運用において扱っていた個人情報(答申第10 67号)

届出者の氏名,続柄,生年月日,住所及び電話番号,母の名前,フリガナ,生年月日,住所,電話番号,出産医療機関,現病歴及び既往歴,児の名前,フリガナ,生年月日,住所,出生週数及び出生体重,届出(変更)理由,利用(変更)登録区分(課税世帯・非課税世帯・生活保護受給)並びに備考

b 新たな運用において扱う個人情報

申請者の氏名,続柄,生年月日,住所及び電話番号,利用希望者の氏名,フリガナ,生年月日,住所,電話番号,出産医療機関,妊娠週数及び出産予定日,子の氏名,フリガナ,生年月日,住所,月齢,妊娠期間及び出生体重,申請理由,希望する内容並びに世帯区分(課税世帯・非課税世帯・生活保護受給)

(イ) 藤沢市産後ケア事業利用登録承認通知再交付申請

本事業の利用に当たっては、利用登録申請後に本市から交付する利用承認通知書及び利用券が必要になることから、利用承認通知書の紛失、汚損等があった場合に再交付できるよう必要な手続を整えたものであり、取り扱う個人情報は、申請者の氏名、生年月日、住所及び電話番号、利用登録者の氏名、フリガナ、住所、生年月日、電話番号及び登録 I D並びに再交付理由である。

(ウ) 藤沢市産後ケア事業利用のための質問票

利用の際必要な母子の状況を確認し円滑な事業利用に結びつけるため新規運用を開始する。取り扱う個人情報は、利用者 I D、母の氏名、子の氏名、母の現病歴・既往歴(疾患名・発症年齢・治療の状況・内服薬の有無)、アレルギー等の有無・原因となる薬剤・食材等、妊娠中の異常の有無、産後の体調、飲酒・喫煙、サポートの有無(有の場合は誰か)、相談相手の有無(有の場合は誰か)及び妊娠期間、子の出生体重、性別、出生時の状況・特別な所見・処置、子の体調、授乳の方法及び授乳・育児等で困ること・分からないこと、利用の目的並びに緊急連絡先(氏名、続柄及び連絡先)である。

当該電子申請により質問票の回答をする者は、システムにアクセスし、回答する前に、質問票の回答内容について当該事業事務主管課が利用することへの同意及び対象者が利用申込を行う事業実施事業者への情報提供に関する同意をした上で、手続を行うこととしている。

なお、質問票への回答については任意とすること及び回答がない場合は別途電話での聞き取りを行うことをシステムの同意画面において案内を表示する。

(エ) 電子メールアドレス

(4) システムの安全性

今回利用するシステムは、2015年(平成27年)3月12日付け審議会答申第718号で答申されたシステムを利用する。

ア ネットワーク

利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイヤーウォール)等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用している。システムのログインには、F/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても、F/W等によるセキュリティ管理が行われている。

イ 施設要件

システムのインターネットデータセンター施設は、LGWAN-ASPの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっており、運用・保守業務については、SLM(サービスレベルマネジメント)を行っている。

SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を講じ、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については、ISO/IEC27001(ISMS)に基づく体系的な管理策を講じている。また、プライバシーマークも取得している。

工 契約方法

システムを運営する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と神 奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協 定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運 営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ システムにおける本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

システムを使用する際には、担当者を限定し、端末起動時及び スクリーンロック解除時に生体認証を行うことで、端末利用を制 限する。また、ログイン時のID及びパスワードについても担当 者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止している。

(イ) 受信したデータの管理

システムで受信したデータは、所属内の受付を担当する職員の みが共同運営システム上で閲覧・処理できるものとし、受信デー タについては、紙又はデータで藤沢市行政文書取扱規程に従い保 存する。

(5) 実施時期

2022年(令和4年)4月1日から本事業内容等の変更又は終了まで

(6) 提出書類

ア 母子保健医療対策総合支援事業の実施について(平成17年雇 児発第0823001号)の別紙母子保健医療対策総合支援事業 実施要綱別添8-1産後ケア事業

- イ 藤沢市産後ケア事業実施要綱(改正案)
- ウ 藤沢市産後ケア事業利用登録(変更)申請書(第1号様式)(案)
- エ 藤沢市産後ケア事業利用登録承認通知再交付申請書 (第4号様 式) (案)
- オ 藤沢市産後ケア事業利用のための質問票(第5号様式)(案)
- カ 藤沢市産後ケア事業 (デイサービス) 利用 (変更) 登録届出書
- キ 藤沢市産後ケア事業 (デイサービス) 利用申込書
- ク 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のよう に述べている。 本事業に係る利用登録申請等の電子化については、審議会答申(第1067号)を受け既に実施している。本事業拡充に伴う新たな運用についても、本事業の対象者は産後まもなく、心身に不調等がある産婦であることや、急な利用希望が見込まれることから、引き続きインターネットによる利用登録申請等を受け付けることにより、市民の負担軽減及び利便性の向上を図るものである。加えて、多くの情報を迅速かつ正確に処理することにより円滑な事業運営を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると,コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)のアからオまでに示す安全対策は、次のとおりである。

ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ア

イ データの安全性を高めるための措置 ア

- ウ 安全対策を確認できるようにするための措置 イ,ウ
- エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないよう にするための措置 オ(ア)
- オ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措置

工

カ 日常的な安全対策 オ(イ)

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより, コンピュータ処理を行うことは, 適当で あると認められる。